

ペナルティーの設定

・技術提案に対するペナルティー



関東地方整備局における
総合評価落札方式の適用ガイドライン
(P. 5-11より)
(平成19年度版)

1つの評価項目（施工計画）の中で提出された提案項目のうち、発注者が評価した技術提案について実施されていないと判断される場合に適用するものとするが、その場合の判断基準は、当該工事において落札者が提示した技術提案による効果と、履行の状況を総合的に勘案したうえで、実施されていないと判断される場合に減点措置を行うものとする。

ゼロ点評価の「施工計画」でも、標準のレベルとしてのゼロ点なので、提案項目は実施する必要がある。（国土交通省）

総合評価落札方式タイプ別ペナルティ設定例

総合評価落札方式のタイプ	評価項目		
	工事成績の減点ペナルティ	点数 (未実施項目毎)	金銭ペナルティ
簡易型・簡易普及型	簡易な施工計画	-3点	
標準型 (定性)	工事全般の施工計画	-5点	
	発注者の求めるVE提案に係る施工計画	-5点	
標準型 (定量)	○工事全般の施工計画	-5点	落札時の評価値との点差に対応した金額
	○発注者の求めるVE提案とVE提案に係る施工計画	-5点	

ペナルティーの対象になります